

会 議 録（要 旨）

会 議 名	平成28年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成28年11月30日（水） 午後1時30分 から 午後2時40分 まで
開 催 場 所	委員会室（市役所5階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 岡本 皓夫、田代 芳久、田中 洋子、濱浦 雪代 保険医代表 三條 治、千竈 学、指田 登生 公益代表 宮崎 文永、靱山 敏夫、沖野 清子、村野 好夫 被用者保険代表 榎本 浩幸 欠席者：保険医代表 北條 泰輔 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課主査（国保税グループ）、保険年金課主事（国保税グループ）
報 告 事 項	第1回会議録について
議 題	(1) 諮問事項の検討について 「平成29年度国民健康保険税率等について」 (2) その他
配 布 資 料	・ 資料1 第1回会議録 ・ 資料2 子どもの被保険者数別世帯数及び均等割額の状況 ・ 資料3-1 国保税率改定試算表 ・ 資料3-2 国保税率改定モデルケース別影響額
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題(1)： 各委員は、税率改定パターン及び賦課限度額の引き上げによる調定額増加分の取扱いについて次回の会議までに検討する。 事務局は、税率改定パターン1を基にした多子世帯の軽減・賦課限度額の引き上げ分を含めた税率改定パターンの作成、賦課限度額の引き上げによる調定額増加分を所得割率へ還元した場合の税率改定のパターンを作成し、次回示す。また、他市の多子世帯の軽減状況の調査を行い、次回示す。 議題(2)： なし
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	報告事項 第1回会議録について 【事務局説明要旨】 （保険年金課長） 事前に出席者に確認したところ、修正意見等がなかったため、会議録署名委員に署名をしていただいた。 【質疑・意見等】 （委員） 質疑なし。 議題（1）諮問事項の検討について 「平成29年度国民健康保険税率等について」 （会長） 議題（1）「平成29年度国民健康保険税率等について」、事務局から説明をお願いする。 【事務局説明要旨】 （保険年金課長）

前回の会議における濱浦委員からの質問である、多子世帯の状況及び軽減策について、資料2「子どもの被保険者数別世帯数及び均等割額の状況」を基に説明を行った。

前回の会議における畠山委員からの質問である、平成30年度の都道府県化後に東京都が示す「国保事業費納付金」及び「標準保険料率」に対して不服申し立てが可能であるかについて、「国保事業費納付金」については東京都を通じ、厚生労働省に照会中であること、「標準保険料率」については参考として示されるものであり、税率は市が独自に設定できるものであることから、不服申し立ての必要がないと考えていることを説明した。

【質疑・意見等】

(会長)

質疑はあるか。

(委員)

多子世帯の軽減の影響について、3人目以降を軽減の対象としている東大和市においては、どの程度影響があるのか。

(保険年金課長)

東大和市の軽減世帯数は228世帯、軽減人数は287名、影響額は9,872,800円となっている。

(会長)

他に質疑がないため、質疑なしと認める。

引き続き、事務局に説明をお願いします。

【事務局説明要旨】

(保険年金課長)

「資料3-1 国保税率改定試算表」について、どのパターンも共通して応能・応益割合の是正と法定外繰入金の減少を図りつつ低所得者に配慮し、応能割に比重を置くこととした税率改定であることを説明した。また、3つのパターンを比較し、後期支援金分及び介護納付金分については全てのパターンにおいて同様の税率であるが、医療分については、パターン1は応能割への比重が最も大きいものであること、パターン2は最も応能応益割合の是正が行われるものであること及びパターン3はパターン1とパターン2の中間であるものであることを説明した。

「資料3-2 国保税率改定モデルケース別影響額」について、現行税率における税額と3つのパターンにおける税率改定後の税額を比較した影響額等について説明した。

(保険年金課長)

賦課限度額は平成29年度から医療分が現行の54万円から58万円に4万円の引き上げとなる情報がある。前回の改定の際は、賦課限度額の引き上げに伴う調定額の増加分については、所得割の改定率の引き下げを行うことで調整したが、平成29年度の改定についても同様の対応でよろしいか検討していただきたい。なお、賦課限度額の引き上げに伴う調定額の増額は、500万円程度となると考えられる。

【質疑・意見等】 (会長)

このことを踏まえて、質疑はあるか。

(会長)

平成28年度の賦課限度額の引き上げ分については、所得割の改定率を引き下

げること調整したのか。

(保険年金課主査)

平成28年度の改定では、賦課限度額は医療分が52万円から54万円に、後期支援金分は17万円から19万円に引き上げられた。また、当該改定については法令の改正が必要であり、当該改正は3月31日に行われたため、昨年度の運営協議会での答申においては、賦課限度額が引き上げとなった際には医療分の所得割率を5.04%から5.02%へ、後期支援金分の所得割率を1.50%から1.48%へと各0.02%引き下げることで対応することとされ、そのとおりの対応をしたところである。

(会長)

賦課限度額が引き上げられた際の所得割率への影響額について、事務局の考えを示されたい。

(保険年金課長)

所得割率を引き下げることを検討している。

(会長)

平成29年度の賦課限度額が引き上げられた際に発生する約500万円の調定額の増加分を所得割率の引き下げで対応する場合における、引き下げ率はどの程度か。

(保険年金課主査)

税率が未決定であり、採用するパターンによって引き下げ率は異なるため、税率が決定されるまでは引き下げ率は分からない。

(会長)

このことを踏まえて、委員の皆様には税率等について御検討いただきたい。

昨年度の答申において、年間1億1,500万円の課税額の引き上げにより、5年間で一般財源からの繰り入れを現在の約10億円から半額の約5億円に減少させることを目標と設定したが、低所得者への配慮等も踏まえて、税率の改定方法について、委員の皆様から意見をいただきたい。

また、資産割については減少させていくこととなっているため、平成28年度から5%ずつ減少させ、最終的に資産割をなくす方向としているため、この点についても留意していただきたい。

(委員)

国から総額1,700億円の交付金が、保険者への支援として交付されているが、その交付金を保険税の抑制に充てられないか。

(保険年金課長)

1,700億円の交付金については、平成27年度から実施され、低所得者の多い保険者への財政支援の強化を目的としたものであり、本市においては保険基盤安定として繰入し、国民健康保険財政の健全化のために使用している。また、平成30年度からは、追加で1,700億円交付されることになっているが、これは財政調整機能の強化を目的としており、精神疾患による通院者数、子どもの被保険者数、非自発的失業者等自治体の責めによらない要因による軽減・給付等に対し交付されることが予定されている。

(委員)

保険税の軽減には充てられないということによろしいか。

(保険年金課長)

これらの交付金については、国民健康保険財政の適正な運営を図るために交付されており、交付された分財政の健全化が図られているという観点から、保険税率の改定の伸びを抑制できていると考えられる。

(委員)

応能・応益割合の是正は必要と考えるが、低所得者への配慮も考えていきたいため、パターン1にしたいと考える。

(会長)

来年度の運営協議会においては、標準保険料率についても考えなければならないため、1億1,500万円の課税額増加を今後も継続していけるとは限らないと考える。そのため、1億1,500万円の増加については、今年度と来年度の税率の改定における指針だと考えてよいか。

(保険年金課長)

そのとおりである。

(会長)

標準保険料率について、最新の情報はるか。

(保険年金課長)

前回の状況からは進展なし。標準保険料率については、来年の1月以降に示される予定である。

(会長)

このことを踏まえて、委員の皆様から意見をいただきたいと考える。

(委員)

示された3パターンの中では、パターン1が望ましいと考える。ただし、多子世帯への軽減を検討し、子が3人以上の世帯の均等割を免除することになった場合は、約1,000万円の影響があるわけであるが、この軽減を含めた税率試算パターンは次回までに作成可能か。

(保険年金課長)

パターンの指定があれば、そのパターンを基に作成することは可能である。

(委員)

多子世帯の軽減を自治体判断で行うことができるのであれば、武蔵村山市においても3人目以降の子の均等割を免除させたいと考える。

(保険年金課長)

賦課限度額及び3人目以降の子に対する軽減を含めた試算パターンを追加で作成する。

(委員)

人間ドックの助成制度開始による保険税への影響はあるのか。

(保険年金課長)

人間ドック等の現在の状況は、平成28年8月末現在において、人間ドックは国民健康保険で93件、後期高齢者医療制度で16件、脳ドックは国民健康保険で8件、後期高齢者医療制度で3件となり、予定より受診者が多いため、平成28年12月の補正予算で人間ドックの助成金に関する補正予算を計上する予定で

あるが、保険税への影響はないと考える。

(会長)

他に質疑等がないため、質疑なしと認める。
改定パターンについては、次回決定することよろしいか。

(委員)

事務局からは詳細な影響についての資料も示されており、個別のモデル世帯における影響額も示されている。現在提示されているパターンの中から、本日決定することが妥当と考える。

(会長)

それでは、委員全員の意見を伺いたい。

(委員)

提示された3つのパターンの中から選択し、本日決定したいと考える。

(委員)

先ほど意見のあった多子世帯の軽減に関しても考慮した上で、次回までに再検討したいと考える。

(委員)

軽減制度については別途検討が必要であると考え、パターンを決めることは必要だと考える。低所得者に配慮されたパターン1が妥当と考える。

(委員)

今回決定したいと考える。また、パターン2が妥当と考える。

(委員)

提示されたパターンの中では、パターン1が妥当と考える。

(委員)

昨年からの流れではあるが、応能割を応益割に近づける必要があると考える。また、賦課限度額の拡大により、約500万円の調定額増加が見込めるため、多子世帯の軽減に充てることが可能ではないかと考える。その上で、パターン1が妥当と考える。

(委員)

低所得者への配慮を考え、パターン1が妥当と考える。

(委員)

提示された3つのパターンの中では、パターン1が最も低所得者に配慮したパターンであるため、パターン1が妥当と考える。

ただし、多子世帯の軽減について議論していないため、多子世帯の軽減を含めた影響額を事務局に提示していただき、多子世帯の軽減の必要の有無を含めてパターンを決定したいと考える。

(委員)

低所得者に配慮している点ではパターン1が妥当と考えるが、中間所得世帯層への影響も考慮すると、パターン1以外のパターンも検討する必要があると考える。また、多子世帯に対する軽減を含めた税率改定パターンを事務局に提示していただきたい。

(委員)

パターン1が妥当と考える。

(会長)

各委員の意見が提示されたため、結論を述べる。

多子世帯の軽減について検討するため、多子世帯の軽減を含めた税率改定パターンの提示を事務局に依頼する。

また、今回事務局から提示された3つのパターンについては、各委員次回の会議までに検討するようお願いする。

(委員)

今回多子世帯の軽減について例として挙げられているのは東大和市のみだが、他の自治体の例はあるか。

(保険年金課長)

他市の状況は調査中であるため、次回提示する。

(会長)

多子世帯の軽減に関して、近隣市として東大和市を挙げているが、他の自治体も比較対象として調査し、東大和市のみならず他の自治体も含めて検討すべきである。

(保険年金課主査)

近隣市では昭島市も多子世帯の軽減を行っている。昭島市の軽減方法は東大和市とは異なり、18歳未満の子のうち、2人目は均等割を5割軽減し、3人目以降は均等割を9割軽減するものとなっている。

(会長)

東大和市のみではなく昭島市も多子世帯の軽減を行っていることを踏まえると、より一層他市の状況を調査する必要があると考える。事務局には、次回までに近隣市及び調査可能な範囲の自治体における多子世帯の軽減状況について調査していただき、次回事務局から提示される情報を基に検討させていただきたい。その上で、各パターンから検討いたしたい。

(保険年金課長)

次回までに用意する資料は、パターン1に多子世帯の軽減及び賦課限度額の引き上げ分を含めたものでよろしいか。

(会長)

各委員の意見の中ではパターン1が妥当と考える者が多数であったため、パターン1を基に多子世帯の軽減及び賦課限度額の引き上げ分を含めた税率改定パターンを作成していただきたい。

(会長)

他に質疑がないため、質疑なしと認める。

各委員には、賦課限度額の引き上げによって発生する約500万円の調定額増加分の取扱いについても次回検討していただきたい。

また、事務局には、賦課限度額の引き上げによって発生する約500万円の調定額増加分を所得割率に還元した場合の影響を調査していただきたい。

(会長)

他に質疑がないため、質疑なしと認める。

次に、議題2「その他」について、事務局から説明をお願いする。

	<p>(保険年金課長)</p> <p>次回の会議の日程は、平成28年12月26日(月)から平成28年12月28日(水)までのいずれが良いか。なお、場所は301会議室である。</p> <p>～各委員に日程の確認～</p> <p>(会長)</p> <p>それでは、次回の開催は、平成28年12月27日(火)13時30分から301会議室で行うとする。</p> <p>これにて、平成28年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。</p>
--	--

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： <u> 0 </u> 人
-----------------	---	-------------------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)
------------------	---

庶務担当課	市民部 保険年金課 (内線：132)
-------	--------------------

別紙（第4号様式 第10条関係）のとおり会議の顛末を署名し捺印する。

会 長 _____ 印

被保険者代表委員 _____ 印

保険医等代表委員 _____ 印

公益代表委員 _____ 印